

地域活性化人材育成事業～SPARC～ 中間評価要項

令和7年2月20日
地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会決定

1. 目的

「地域活性化人材育成事業～SPARC～」(以下「本事業」という。)に採択された事業計画の取組の進捗状況等について評価を行い、その結果を各事業責任大学及び参加校(以下「大学」という。)に示し適切な助言を行うとともに社会に公表することにより、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関への転換に資することを目的とする。

2. 対象、時期

採択された事業計画の取組について、令和7年度に中間評価を実施する。

3. 体制、方法

(1) 体制

地域活性化人材育成事業～SPARC～委員会(以下「委員会」という。)において実施する。
なお、同委員会の判断により、有識者から意見を聴取することができる。

(2) 方法

以下の1)～4)の方法により行う。

1) 書面評価

(i) 次の評価資料等に基づき、「4. 中間評価項目」に示す観点により書面評価を行う。

- 大学が作成する評価資料
 - ・ 中間評価調書(様式1～5)(※「学部等の再編計画書(タイプ①のみ)」を含む)
 - ・ 別添資料(事業計画全体の概要を示す資料(ポンチ絵)など)
- 採択時に付された留意事項
- 委員現地視察報告書
- 委員フォローアップ報告書

なお、以下資料についても評価の参考として活用する。

- 申請時の計画調書
- 事業内容等変更承認申請書(該当がある事業計画のみ)
- 実施状況報告書
- フォローアップにおける確認等事項(該当がある場合のみ)

(ii) 書面評価は、4. に示す評価項目毎に以下5段階の区分により行う。

区分	評価
S	優れている
A	妥当である
B	やや不十分である
C	不十分である
D	極めて不十分である

(iii) 書面評価において、現地調査における質問事項等を議論する。

2) 現地調査

書面評価の際に議論された内容や事業の進捗状況を確認するため、現地調査を実施する。現地調査は、原則として対面で行うこととする。ただし、委員会の判断により、ウェブ会議システムによる実施等の代替措置を以て行うことができる。

3) 評価結果の決定

- (i) 書面評価及び現地調査の結果を総合的に勘案し、評価結果（案）を作成する。評価結果（案）は、総括評価（以下参照）及び総括評価に関するコメントで構成する。
- (ii) 評価結果を決定するにあたって、総括評価が「C」または「D」と判定された事業計画については、事業責任大学を通じて、各大学に対し事前に評価結果（案）を提示して、意見申立ての機会を設ける。また、事業責任大学を通じて、各大学に対して、コメントの語句の誤り及び事実誤認等正確性を欠くものがないかを確認する機会を設ける。
- (iii) 申立て等があった場合は委員会にてその内容を審議、必要に応じて評価結果（案）に修正を加えた上で、最終的な評価結果を決定する。

・ 総括評価

区分	評価
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組も見られるものの、計画を下回る取組があり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られるなど、総じて計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するためには、当初計画に基づく目標の早急な達成や事業規模の縮小等に向け、財政支援の縮小を含めた事業計画の抜本的な見直しが必要である。
D	現在までの進捗状況に鑑み、本事業の目的を達成できる見通しがなく、採択事業計画への財政支援を中止することが必要である。

4) その他

評価の実施に際して、その他必要な事項は委員会において決定する。

4. 中間評価項目

評価項目及び各評価項目のウェイトは以下の通りとする。

(1) 事業の実施体制 (20%)

- (i) 本事業の取組は、事業責任大学及び参加校における各大学の改革の一環として寄与しているか。【教育改革の進捗】
- (ii) 事業責任大学内にて組織的な実施体制が整備されているか（学長を中心とした体制の整備、FD・SDの実施体制の整備、学内への周知徹底を含む。）。【学内の実施体制】
- (iii) 客観的なエビデンスに基づいたPDCAサイクルが機能しているか。【PDCAサイクル】
- (iv) 取組の自己評価が適切に実施できる体制が整備されているか。【評価体制の整備】

(2) 事業の具体的な取組の進捗状況 (35%)

- (i) 事業の共通目標、共通目標以外の設定目標に対する達成度はどうか。【目標に対する達成度】
- (ii) 取組要件の達成度はどうか【取組要件の達成度】
＜取組要件＞（※＜具体的な内容＞は別紙1を参照）
 - (a) 地域連携プラットフォーム等を活用した連携体制
 - (b) 大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携
 - (c) 文理横断型教育を基盤とした教育プログラム
 - (d) 地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育（地域課題PBL、地域学、アントレプレナーシップ教育等）
 - (e) 正課内の取組
 - (f) 高大接続
 - (g) 社会人等を対象とした短期集中の教育プログラムの構築
- (iii) 取組要件として掲げていた学部等の再編について適切に計画されているか。【再編計画の策定】
（※タイプ①のみ）

*審査要項より

STEAM教育を基盤とした学部へと再編に向けた具体的な計画がされており、その提案が令和10年4月1日までには実施する見込みがあるものとなっているか。

(3) 事業の実施計画・継続性 (15%)

- (i) 各年度の計画に基づき、着実に事業が実施されているか。また、今後の見通しはどうか。【計画の実施状況・見通し】
- (ii) 学内体制、専門人材の配置や学外との連携体制、FD・SDの実施等の面から、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【体制的な継続性】
- (iii) 資金計画の面から、補助期間中、事業規模を縮小せず計画を遂行することが見込める内容・進捗となっているか。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的に事業が実施されることが十分見込めるものとなっているか。【資金的な継続性】

(4) 事業成果の普及 (10%)

- (i) 先駆的なモデルとなり、取組を波及させる計画を進めているか。【先進性・波及効果】

(5) 採択時に付された留意事項及び委員フォローアップ報告書・委員現地視察報告書に付された課題等への対応 (15%)

- (i) 採択時において付された留意事項への対応を適切に行っているか。【採択時に付された留意事項への対応】
- (ii) 委員フォローアップ報告書において付された課題・意見、現地視察報告書において付された指導・助言への対応を適切に行っているか。【委員フォローアップ報告書等への対応】

※例：令和5年度現地視察報告書における助言として記載した全採択事業計画共通事項（以下参照）

- ・ 教学マネジメントの確立や学修者本位の教育の実現の観点から、学生の学修成果の可視化ができているか。
- ・ 地域で求められる人材像及び身に着けるべき資質・能力を踏まえて、本事業計画において構築する学位プログラムの学修成果の把握・可視化や教育改善が図られているか。

(6) 経費執行の適切性 (5%)

- (i) 取組内容に照らし、経費執行を適切に行っているか。【経費執行の適切性】

5. その他

(1) 開示・公開

- 1) 委員会の審議内容等の取扱いについて
評価に係る審議は原則非公開とする。
- 2) 評価結果の公表等について
評価結果は文部科学省へ報告するとともに、各事業責任大学から提出された中間評価調書のうち基本情報と併せて公表する。

(2) 利害関係者の排除

- 1) 採択された事業計画を実施する大学に利害関係のある委員は、当該事業計画の評価を行わないものとする。
(利害関係者とみなされる場合の例)
 - ・委員等が役員あるいは専任または兼任として在職、又は3年以内に在職していた大学に関するもの
 - ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断されるもの
- 2) 委員等は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに事務局に申し出るとともに、当該事業計画についての評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

(3) 情報の管理、守秘義務、中間評価調書等の用途制限

- 1) 委員等には守秘義務が課されているため、評価の過程で知り得た個人情報及び事業計画の評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。評価に係る調書には個人情報が含まれるものもあるため、外部に漏らすことは個人情報保護法違反に直結することに留意すること（評価の参考とするための専門的知識を第三者に照会する場合には、個人情報も含めそれが当該評価に関係していることを伏せること。）。
- 2) 委員として取得した情報（「中間評価調書」等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- 3) 個人情報や機密情報を含む情報の漏洩リスクがあるため、「中間評価調書」等各種資料の内容を、生成AIに入力しないこと。
- 4) 評価に係る資料等は、本事業の評価を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- 5) 委員等の氏名等は、評価結果等の決定後に公表することとしているため、自身を含め委員の氏名等は他に漏らさないこと。

(4) 評価結果の補助金配分額への反映

- 1) 中間評価の結果は文部科学省に報告され、その結果は、文部科学省が行う令和8年度予算の補助金配分に勘案されることがある。

以上

4. (2) (ii) の取組要件に係る〈具体的な内容〉について

「地域活性化人材育成事業～SPARC～ 中間評価要項」4. (2) (ii) の取組要件に係る〈具体的な内容〉については、以下のとおりとする。

- (a) 地域連携プラットフォーム等を活用した連携体制
 - ◇ 産学官金により地域連携プラットフォームが構築され、強固かつ持続的な連携体制を整備し、その中で地域が求める人材像を設定できる体制が整備された上で、地域が求める人材像を設定しているか。
 - ◇ 地域連携プラットフォームにおいて、地域が求める人材を育成するために必要な教育プログラムの検討ができているか。
 - ◇ 新しい学位プログラム全体を構築・運営する上で地域をも高等教育を支える資源やフィールドとして捉えた取組（例えば、プログラム構築に係る検討委員との意見交換状況、授業科目を担当する講師の派遣や当該プログラム生に対する奨学金返還支援制度の検討等、具体的に地域社会の参画が行われる取組）となっているか。
- (b) 大学等連携推進法人制度を活用した高度な大学間連携
 - ◇ 各大学の強み（人材・設備など）を相互に共有し合い、連携大学間において、連携開設科目を活用するなど、高度な連携を行った取組が計画通り進捗しているか。
- (c) 文理横断型教育を基盤とした教育プログラム
 - ◇ 事業責任大学及び参加校の大学における学位プログラム及び教育課程を、地域連携プラットフォームで示された地域が求める人材に必要な文理横断型の教育プログラムへと再構築が進んでいるか。
 - ◇ 再構築を進めている文理横断型の教育プログラムは4年分の開発・試行を、各大学が実施しているか。
 - ◇ 再構築を進めている文理横断型の教育プログラムの開発・試行について、各大学が連携・協働できているか。
- (d) 地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育（地域課題PBL、地域学、アントレプレナーシップ教育等）
 - ◇ 各大学が協働で、地域社会の現状や課題を学ぶ科目や地域課題に対して主体的に参画・挑戦する学生の育成に寄与する教育を実施しているか。
- (e) 正課内の取組
 - ◇ 正課内の取組として、実施されているか。
- (f) 高大接続
 - ◇ 本事業との接続を意識した高大接続に係る取組（例えば、地域の高校等の協力のもと、高大連携に係る科目を設置し、高校生に先取り履修させる等）が計画のとおり進められているか。
- (g) 社会人等を対象とした短期集中の教育プログラムの構築
 - ◇ 再構築を進めている教育課程を活用し、社会人等を対象に地域産業の高度化等に貢献する体系的な履修証明プログラムの構築や講座の開講等の取組を実施しているか。